大紀町観光キャラクター「たいちゃん・きーちゃん」の

使用に関する取扱要綱

平成３０年　５月２４日

（趣旨）

第１条　この要綱は、大紀町観光キャラクター「たいちゃん・きーちゃん」（以下「キャラクター」という。）の使用許可等に関し、適正活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、キャラクターとは、町が定めたキャラクターの基本デザイン及びその展開デザインのことをいう。

（権利）

第３条　キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

（使用の許可申請等）

第４条　キャラクターのデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）はあらかじめ大紀町観光キャラクター「たいちゃん・きーちゃん」使用申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、町長に提出し、許可を受けなければならない。

また、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、大紀町観光キャラクター「たいちゃん・きーちゃん」使用届出書（様式第２号）の提出に代えることができる。

（１）国、地方公共団体及び学校等がその業務の目的で使用するとき。

（２）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

（３）大紀町内の自治会等の住民組織や各種団体が、地域への奉仕活動もしくは地域活性化につながる活動において使用するとき。（ただし、使用目的が個人、団体、事業所の商品又は商品パッケージ等で直接利益を得るものは除く）

（使用の許可）

第５条　町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

　（１）法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

　（２）特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

　（３）不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

　（４）自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

　（５）町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

　（６）第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。

　（７）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第２条に定める営業を行うものが使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合。

　（８）その他町長が使用について不適当であると認めたとき。

（申請者への通知）

第６条　町長は、キャラクターの使用を許可したときは、大紀町観光キャラクター「たいちゃん・きーちゃん」使用許可書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第７条　キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

（使用許可期間）

第８条　キャラクターの使用許可の期限は、使用を許可した日から３年間を限度として町長が決定する。

２　使用期間の満了後において、許可した商品等の在庫が残っている場合は、当初の許可内容（使用目的、使用方法、使用数量）を変更しない限り、改めての変更の申請は不要とし、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用を許可する。

３　使用許可の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、新たに第５条の許可を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第９条　キャラクターのデザインの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号及び使用許可書記載の留意事項を遵守しなければならない。

（１）使用許可を受けた目的及び用途のみに使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

（２）定められた色、形状等を正しく使用すること。

（３）キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

（４）使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

（５）商標登録出願を行わないこと。

（６）商品等は、完成後、その形状の分かる画像または写真を速やかに町長に提出すること。

（使用許可の取消し）

第１０条　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

（１）この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

（２）偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

２　第１項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合にあっても使用してはならない。

３　町長は、許可を取り消されたものに対して当該許可に係る物件の回収を求めることができる。

４　前項の規定する物件の回収等、使用許可の取り消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

５　町長は、許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第１１条　使用者が、キャラクターのデザインの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、町は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補足）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの利用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年　５月２４日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第６条関係）

（様式第１号）

**大紀町観光キャラクター「たいちゃん・きーちゃん」使用申請書**

年　　月　　日

大紀町長　　様

郵便番号

住　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

大紀町観光キャラクター「たいちゃん・きーちゃん」を利用したいので下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 使用目的（○○に使用等） |  |
| 具体的な内容（サイズ・使用内容を詳しく記載） |  |
| 利用期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日 |
| キャラクター名の記載場所 |  |
| 連絡先 | 担当者名：電話番号：　　　　　　　　　　　FAX：E-mail： |

◎添付書類

（１）キャラクター利用の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）

（２）企業、団体等の概要書（パンフ等）個人の場合はプロフィール等

（様式第２号）

**大紀町観光キャラクター「たいちゃん・きーちゃん」使用届出書**

年　　月　　日

大紀町長　　様

郵便番号

住　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 使用目的（○○に使用等） |  |
| 使用届出の理由（当てはまる番号に○をお願いします。） | （ １ ）国、地方公共団体及び学校等がその業務の目的で使用（ ２ ）報道機関が報道及び広報の目的で使用（ ３ ）大紀町内の自治会等の住民組織や各種団体が、地域への奉仕活動もしくは地域活性化につながる活動において使用（ただし、使用目的が個人、団体、事業所の商品又は商品パッケージ等で直接利益を得るものは除く） |
| キャラクター名の記載場所 |  |
| 連絡先 | 担当者名：電話番号：　　　　　　　　　　　FAX：E-mail： |

◎添付書類

（１）キャラクター使用の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）

（２）団体等の概要書（パンフ等）個人の場合はプロフィール等